

## 「院外処方せん」における疑義照会簡素化プロトコル

東京臨海病院

当院では、2024年4月より院外処方せんにおける調剤上の形式的な疑義照会を簡素化し、保険薬局での患者待ち時間の短縮・薬剤師の業務軽減および病院医師の負担軽減を図る目的で疑義照会簡素化プロトコルを作成、運用を開始する。

処方変更に際しては薬剤師法第23条に規定される医師の同意が必要であるが、平成22年4月30日厚生労働省医政局通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」に基づく薬物治療管理の一環として、本プロトコルにて処方変更可能とする。

本プロトコルの運用開始にあたり、その趣旨や内容の詳細を十分理解した上で、当院と保険薬局との間で合意書（添付）を交わすことを必須条件とする。

### 1. 基本的事項

- ・処方変更は、各医薬品の適応・用法用量を遵守した変更とし、安全性・体内動態などを考慮し、利便性が向上する場合に限り行うこと。
- ・患者に服用方法・安定性・価格など十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
- ・先発医薬品において『変更不可』の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・『含量規格変更不可』、『剤形変更不可』の記載がある場合は、その指示に従うこと。

<問い合わせ窓口>

○本プロトコルに関すること

薬剤科 TEL:03-5605-8811（内線 7994）

○処方内容、疑義照会について

薬剤科 FAX:03-5605-7056、TEL:03-5605-8811（内線 1013）

○保険関係について

医事科 TEL:03-5605-8811（内線 1163）

### 2. 処方変更・調剤後の連絡

- ・本プロトコルに則り処方変更した場合は、変更内容を記載し薬剤科（上記の FAX 番号）までご報告をお願いします。
- ・後発品への変更調剤（一般名処方からの変更を含む）については、報告不要とします。
- ・残薬調整した場合などは、上記に加えてトレーシングレポートの提出もお願いします。

### 3. 疑義照会不要例（但し、医療用麻薬に関するものは除く）

#### ① 成分が同一の銘柄変更

- ・先発品同士の変更も可能とする。
- ・供給不安定などの場合は後発品から先発品への変更も可能とするが、必ず患者に価格面などについて十分に説明し、同意を得ること。
- ・適応症が異なる場合、適応外使用とならないように留意すること。

〔例〕 ジャヌビア錠 50 mg ⇔ グラクティブ錠 50 mg

PL 配合顆粒 ⇔ トーフチーム配合顆粒

#### ② 剤形の変更（一般名処方における類似剤形への変更を含む）

- ・用法用量に変更がない場合のみとする。
- ・軟膏⇔クリームなど、基剤が変更となる場合は疑義照会の対象とする。
- ・普通錠⇔徐放錠など、薬物動態が異なる変更は疑義照会の対象とする。

〔例〕 普通錠⇔OD錠、錠剤⇔カプセル、粉碎指示⇔散剤、DS⇔散剤

パップ剤⇔テープ剤、フレーバーの変更など

#### ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ・変更により安定性・利便性が向上する場合のみとする。
- ・外用薬の場合は、合計処方量が変わらない場合に限る。

〔例〕 20 mg錠 1回 0.5錠 ⇒ 10 mg錠 1回 1錠

20 mg錠 1回 2錠 ⇒ 40 mg錠 1回 1錠

軟膏 5 g 2本 ⇒ 軟膏 10 g 1本

#### ④ アドヒアランス等の理由による半割・粉碎・混合、あるいはその逆

- ・安定性等に留意すること。

〔例〕 ワーファリン錠 1 mg 2.5錠 ⇔ ワーファリン錠 1 mg錠 2錠

ワーファリン錠 0.5 mg 1錠

#### ⑤ 処方日数の適正化

- ・週1回・月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方された場合。
- ・隔日服用の処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方された場合。

〔例〕 ボナロン錠 35 mg 1回 1錠 起床時 週1回服用 14日分 ⇒ 2日分

ラシックス錠 20 mg 1回 1錠 朝食後 隔日投与 30日分 ⇒ 15日分

⑥ 用法の適正化

- ・添付文書上、「食直前」「食直後」など用法が明確に記載されている処方薬が「食前」「食後」などで処方されている場合の変更。
- ・医師の了承の下で「食後」で処方されている漢方薬などは、そのままの指示とする。
- ・外用剤の用法（部位・回数・タイミングなど）が口頭で指示されている場合の追記。（薬歴や患者から聴取で明確な場合）

〔例〕ロキソプロフェンテープ3袋 1日1回貼付 ⇒ 1日1回貼付 腰に

⑦ 抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンRからビオフェルミンへの変更

⑧ 「患者希望」、「アドヒアランス不良な患者で一包化により向上が見込まれる場合」の理由による一包化調剤、あるいはその逆

- ・上記の理由以外は合意範囲外とする。
- ・患者負担額が変更となる場合は、必ず患者に十分に説明し、同意を得ること。
- ・安定性等に留意すること。

⑨ 残薬調整

- ・継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を短縮する場合。
- ・処方削除の場合は、疑義照会の対象とする。
- ・継続処方でも処方日数が次回外来日までに明らかに満たない場合。ただし、患者希望などの理由による必要以上の増量は不可とする。
- ・アドヒアランスの低下が認められる場合などは、トレーシングレポートを用いて情報提供をお願いします。

以上

第1版 2024年4月1日

## 合意書

東京臨海病院 と 保険薬局： \_\_\_\_\_ は、  
『東京臨海病院「院外処方せん」における疑義照会簡素化プロトコル』の運用に  
ついて、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益  
を被らないように、十分な説明を行い、合意を得た上で行うものとする。

◎ 本プロトコルの運用について

1. 基本的事項
2. 処方変更・調剤後の連絡
3. 疑義照会不要例 ①～⑨ (但し、医療用麻薬に関するものは除く)

◎ 開始時期について

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 より運用開始とする。

◎ 合意の解除、内容変更について

- ・合意の解除、内容変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 江戸川区臨海町 1-4-2

名称 日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院

代表者氏名 病院長 印

住所

名称

代表者氏名 印

## 合意書

東京臨海病院 と 保険薬局： \_\_\_\_\_ は、  
『東京臨海病院「院外処方せん」における疑義照会簡素化プロトコル』の運用に  
ついて、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益  
を被らないように、十分な説明を行い、合意を得た上で行うものとする。

◎ 本プロトコルの運用について

1. 基本的事項
2. 処方変更・調剤後の連絡
3. 疑義照会不要例 ①～⑨（但し、医療用麻薬に関するものは除く）

◎ 開始時期について

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 より運用開始とする。

◎ 合意の解除、内容変更について

- ・合意の解除、内容変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所 江戸川区臨海町 1-4-2

名称 日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院

代表者氏名 病院長 印

住所

名称

代表者氏名 印